

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第48号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成21年4月4日（土） 12時22分ごろ	
発生場所	青森県小泊岬西方沖 小泊岬北灯台から真方位270° 550m付近 （概位 北緯41° 08.3′ 東経140° 14.9′）	
事故等調査の経過	平成21年4月22日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報 死傷者等 損傷	
	モーターボート <sup>ノブ</sup> NOBU、5トン未満（長さ3.23m） 200-18351青森、個人所有 船長、二級小型船舶操縦士 なし なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗船し、青森県中泊町下前漁港を発し、船外機を適宜使用しながら遊漁中、船外機のプロペラに釣り糸が絡まったので釣り糸を外すため船外機を停止した。その後釣り場を移動しようとして、船外機を始動しようとしたがかかりが悪く、チョークノブを引いて何度も始動を試みたところ、平成21年4月4日12時22分ごろ、船外機が動かなくなった。 その結果、地元の漁船にえい航されて、14時05分下前漁港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約3m/s、視程 約10km 海象：波高 約1m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船の船外機が動かなくなったものと考えられる。 本船は、遊漁中、船外機を始動しようとして、チョークノブを何度も引いたため、シリンダに供給される混合気の燃料油比率が過度となり、船外機が始動不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が小泊西方沖において漂泊中、船外機を始動する際、始動方法を適切に行わなかったため、船外機が始動不能となったことにより発生したものと考えられる。	